

規 則

埼玉県教育委員会が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第八号

埼玉県教育委員会が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則
埼玉県教育委員会が行う公文書の開示等に関する規則（平成十三年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「県民生活部県政情報センター所長」を「総務部文書課長」に改める。

第二条中「県民生活部県政情報センター」を「総務部文書課」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。